令和5年 第1回(定例) 周 防 大 島 町 議 会 会 議 録(第4日) 令和5年3月24日(金曜日)

議事日程(第4号)

令和5年3月24日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 令和5年度周防大島町一般会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 議案第2号 令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算(委員長報告・ 質疑・討論・採決)
- 日程第3 議案第3号 令和5年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第4号 令和5年度周防大島町介護保険事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 議案第5号 令和5年度周防大島町渡船事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 議案第6号 令和5年度周防大島町水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 議案第7号 令和5年度周防大島町下水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・ 討論・採決)
- 日程第8 議案第8号 令和5年度周防大島町病院事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 議案第18号 周防大島町沖家室シーサイドキャンプ場設置条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 議案第19号 周防大島町自然休養村管理センター設置条例の廃止について(討論・ 採決)
- 日程第11 議案第20号 周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第12 議案第21号 周防大島町空家等の適正管理に関する条例の一部改正について(討論・ 採決)
- 日程第13 議案第22号 周防大島町スクールバス条例の一部を改正する条例の一部改正について(討論・採決)

- 日程第14 議案第23号 周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第15 議案第24号 周防大島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第16 議案第25号 周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第17 議案第26号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第18 議案第27号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同 処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について (討論・採決)
- 日程第19 議案第28号 山口県市町総合事務組合の財産処分について(討論・採決)
- 日程第20 議案第29号 油宇集会施設の指定管理者の指定について(討論・採決)
- 日程第21 議案第30号 小泊集会施設の指定管理者の指定について(討論・採決)
- 日程第22 議案第31号 むつみ荘の指定管理者の指定について (討論・採決)
- 日程第23 議案第32号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定に ついて(討論・採決)
- 日程第24 議案第33号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指 定について(討論・採決)
- 日程第25 議案第34号 令和4年度周防大島町一般会計補正予算(第11号)(質疑・討論・ 採決)
- 日程第26 議案第35号 令和4年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)(質疑・ 討論・採決)
- 日程第27 議案第36号 和解及び損害賠償の額を定めることについて(質疑・討論・採決)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 令和5年度周防大島町一般会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 議案第2号 令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算(委員長報告・ 質疑・討論・採決)
- 日程第3 議案第3号 令和5年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第4号 令和5年度周防大島町介護保険事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第5 議案第5号 令和5年度周防大島町渡船事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 議案第6号 令和5年度周防大島町水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 議案第7号 令和5年度周防大島町下水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・ 討論・採決)
- 日程第8 議案第8号 令和5年度周防大島町病院事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 議案第18号 周防大島町沖家室シーサイドキャンプ場設置条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 議案第19号 周防大島町自然休養村管理センター設置条例の廃止について(討論・ 採決)
- 日程第11 議案第20号 周防大島町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第12 議案第21号 周防大島町空家等の適正管理に関する条例の一部改正について(討論・ 採決)
- 日程第13 議案第22号 周防大島町スクールバス条例の一部を改正する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第14 議案第23号 周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部改正について (討論・採決)
- 日程第15 議案第24号 周防大島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第16 議案第25号 周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第17 議案第26号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第18 議案第27号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同 処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について (討論・採決)
- 日程第19 議案第28号 山口県市町総合事務組合の財産処分について(討論・採決)
- 日程第20 議案第29号 油宇集会施設の指定管理者の指定について(討論・採決)
- 日程第21 議案第30号 小泊集会施設の指定管理者の指定について(討論・採決)

日程第22 議案第31号 むつみ荘の指定管理者の指定について(討論・採決)

日程第23 議案第32号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定に ついて(討論・採決)

日程第24 議案第33号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指 定について(討論・採決)

日程第25 議案第34号 令和4年度周防大島町一般会計補正予算(第11号)(質疑・討論・ 採決)

日程第26 議案第35号 令和4年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)(質疑・ 討論・採決)

日程第27 議案第36号 和解及び損害賠償の額を定めることについて(質疑・討論・採決)

出席議員(13名)

1番	山中	正樹君	2番	栄本	忠嗣君
3番	白鳥	法子君	4番	竹田	茂伸君
5番	山根	耕治君	6番	岡﨑	裕一君
8番	田中	豊文君	9番	新田	健介君
10番	吉村	忍君	11番	尾元	武君
12番	小田	貞利君	13番	久保	雅己君
14番	荒川	政義君			

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君 議事課長 池永祐美子君 書 記 浜元 信之君

説明のため出席した者の職氏名

 町長
 ……
 顧村
 春雄君

 教育長
 ……
 星野
 朋啓君
 病院事業管理者
 ……
 石原
 得博君

 総務部長
 ……
 中元
 辰也君
 産業建設環境部長
 ……
 瀬川
 洋介君

健康福祉部長 ……… 重冨 孝雄君 上下水道部長 …… 山本 正和君

統括総合支所長 …… 岡本 義雄君

会計管理者兼会計課長 ……………………………… 江本 達志君

教育次長 …… 木谷 学君 病院事業局総務部長 … 大元 良朗君

総務課長 …… 梅木 義弘君 財務課長 … 岡原 伸二君

午前9時30分開議

○議長(荒川 政義君) 改めまして、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

一昨日、3月22日の本会議において、竹田茂伸議員の一般質問に対する答弁の中に誤りがありましたので、訂正させていただきたいとの申し出がありました。

これより、答弁の訂正を許します。大元病院事業局総務部長。

〇病院事業局総務部長(大元 良朗君) 3月22日、竹田議員の一般質問に対する答弁について 誤りがありましたので、訂正させていただきます。

町外在住の医師数について御質問いただき、常勤、非常勤医師を含め、東和病院は実人数で35人、常勤換算で10.53人、橘医院は実人数で7人、常勤換算で3.51人、大島病院は実人数で30人、常勤換算で11.43人と申し上げましたが、正しくは、東和病院が実人数で32人、常勤換算で7.53人、橘医院は実人数で4人、常勤換算で0.81人、大島病院は実人数で26人、常勤換算で7.63人でございますので、訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長(荒川 政義君) それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 議案第1号

日程第2. 議案第2号

日程第3 議案第3号

日程第4. 議案第4号

日程第5. 議案第5号

日程第6. 議案第6号

日程第7. 議案第7号

日程第8 議案第8号

〇議長(荒川 政義君) 日程第1、議案第1号令和5年度周防大島町一般会計予算から日程第8、 議案第8号令和5年度周防大島町病院事業特別会計予算までの8議案を一括上程し、これを議題 とします。

令和5年3月7日の本会議において、所管の常任委員会に付託いたしました付託案件について、 各常任委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、8議案について各常任委員会委 員長の審査報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員会委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。小 田総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員会委員長(小田 貞利君) 総務文教常任委員会を代表しまして、本委員会に おける審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、令和5年3月13日、委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、所管事項全般にわたり執行部に説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第1号、本委員会所管部分並びに議案第5号につきまして、お手元に配付しております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決すべきものと決定をいたしました。

それでは、議案第1号令和5年度周防大島町一般会計予算につきまして、審査の過程における 発言等のうち、主なものを申し上げます。

はじめに、教育委員会総務課の関係では、委員より、中学校施設改修事業費において、大島中学校外壁のアスベスト含有調査経費を計上しているが、アスベストが含有されていた場合、その後はどのような対応を取るのか。また、他校では調査を行わないのかとの質問に対し、この調査はアスベストの含有の有無を確認するための調査であり、外壁改修工事や一般的な解体工事を行う際には飛散の問題が生じるため、今回予定する調査についてもアスベストの含有が確認された場合は、損傷している部分の小規模な補修で対応したいと考えている。なお、長寿命化計画の中では大島中学校が順位第1位となっており、他校については、空調整備等も含め、年次的スケジュールの中で進めてまいりたいとの答弁でした。

次に、学校教育課の関係でありますが、委員より、部活動改革事業において、新たに教育改革センターを設置して、どのような取組を行うのか。また、地域未来づくり事業の内容を教えてもらいたいとの質問に対し、教育改革センターの新設理由は、新たな教育課題となっている部活動改革、ICT活用、地域連携、そして人材育成などに対応するためのものである。センターには専門的な知識を有する職員を配置し、諸課題の解決に向けた職務に携わってもらいたいと考えている。なお、地域未来づくり事業については、社会科副読本のきょうど大島を改訂し、タブレット端末に対応した編集やデジタル化などを目指しているとの答弁でした。

続いて、委員より、ICT教育支援事業において、ICT教育の充実を図るためのセンター主

任や支援員の役割とは何かとの質問に対し、今年度、児童生徒や教職員が使用するタブレット端末の管理・監視システムを整備し、学校教育課内で一元管理ができる環境が整った。これにより、ICTセンター主任には管理関係の業務に携わってもらうこととし、ICT支援員には児童生徒が操作する際のサポートや教職員に対する研修など、本来の業務に専念してもらいたいと考えているとの答弁でした。

続いて、社会教育課の関係では、委員より、県補助金のうち、学校・家庭・地域連携協力推進事業費とは、どのような事業に充てているのかとの質問に対し、これは小中学校で独自に行っている事業や特色のある教育の経費として、教育支援活動促進事業に充当している。放課後こども教室であるなぎさクラブや沖浦っ子クラブのほか、地域の方々による環境美化活動など、学校を支援するためのものであるとの答弁でした。

次に、総務課の関係について、主なものを申し上げます。

委員より、行政一般管理経費のうち、職員採用情報掲載業務の情報サイトと応募者数の現状を 教えてもらいたいとの質問に対し、情報サイトはマイナビへの掲載を予定しており、その選定理 由は大学生の登録者が多いことにある。応募者に関しましては、近年、10月採用は比較的多い 状況にあるが、4月採用は少ない傾向にあるとの答弁でした。

また、職員研修負担金について、委員より、職員の育成に関しては採用後の研修や政策立案など、課題を解決するための人材育成が必要ではないか。まずは受講率を上げ、次年度以降は若手職員の育成のためにも新たな研修の可能性を模索してもらいたいとの質問に対し、山口県ひとづくり財団が行う研修は、毎年11月に次年度の申込者を募り、必須となるもののほか、任意項目の受講も可能である。ひとづくり財団の研修に限らず、職員の資質向上に資する研修については受講できるように努めるとの答弁でした。

続いて、空家定住対策課の関係では、委員より、定住対策事業の補助金にある若者世帯住宅取得応援事業について、これは移住者に対しては、どのような考え方なのかとの質問に対し、この事業は、45歳未満の若者世帯の本町への移住促進と町外への転出を抑制することにより、定住人口の増加および地域の活性化を目的としており、転出抑制のほうに重点を置いている。また、中古物件の取得により、空家対策にもつながると考えているとの答弁でした。

次に、政策企画課の関係について、主なものを申し上げます。

委員より、DX推進事業のLINE申請支援やAR・VRの導入について、ARとは現実世界を仮想的に拡張する技術のことで、VRとはヘッドセットやゴーグルを装着することで、バーチャルの世界に入り込んだかのような体験ができる技術のことですが、これらのデジタル活用支援業務を普及促進させるためには、どのような方向性を考えているのかとの質問に対し、オンライン申請は、国のぴったりサービス、LINE申請、ホームページからのLoGoフォーム——L

oGoフォームとは簡易入力サービスのことですが──これらの3本柱としている。AR・VR の導入は、コロナ禍で衰退した観光業の起爆剤になると考えており、観光協会や商工会等とも ワーキンググループをつくって進めてまいりたいとの答弁でした。

この答弁に対し、委員より、ARやVRの取組は、特に観光客への周知を徹底してもらいたい との意見がありました。

以上が、議案第1号令和5年度周防大島町一般会計予算に関する主な発言の内容であります。 なお、議案第5号令和5年度周防大島町渡船事業特別会計予算につきましては、質疑はござい ませんでした。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容について、総務文教常 任委員会の報告を終わります。

○議長(荒川 政義君) 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に 入ります。

総務文教常任委員会委員長に対する質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

総務文教常任委員会委員長、お疲れでございました。

次に、民生常任委員会委員長から、委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。新田民生 常任委員会委員長。

○民生常任委員会委員長(新田 健介君) おはようございます。民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会は、去る令和5年3月9日、委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。 審査にあたりましては、所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる 審査の結果、議案第1号令和5年度周防大島町一般会計予算の本委員会所管部分から議案第4号 令和5年度周防大島町介護保険事業特別会計予算まで、並びに議案第8号令和5年度周防大島町 病院事業特別会計予算につきまして、皆様のお手元に配付いたしております委員会審査報告書の とおり、全件とも可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程におけます発言等のうち、主なものを申し上げます。

まずはじめに、議案第1号令和5年度周防大島町一般会計予算でございます。

福祉課の関係については、委員より、保育園の廃止検討に接した際の町の関わり方はとの質問に対し、園長集会、担当からの事務連絡、県担当を含めた監査等で園の状況を把握する。担当者は月1回以上の連絡時に近況把握を行い、園児減少の相談等があった際は連絡を密に取る。町として保育所の必要性は訴えるが、最終的には経営判断によるため、閉園決定の場合は、在園児の

新たな受入先確保等に支障がないよう働きかけを行うとの答弁でございました。

続きまして、生活保護の手続のプロセス、申請後の決定過程はとの質問に対し、相談は当事者だけではなく、民生委員、親族、近隣住民等様々である。地区担当ケースワーカーが相談を受けることとなるが、当事者の受給意思も含め確認を行い、申請となる。保護の決定には、福祉事務所長、福祉課長、査察指導員、ケースワーカーをメンバーとする診断会議を開催し、担当者が各種の調査結果や周辺状況を説明し、保護の適否を判断しているとの答弁でございました。

また、委員から、東和地区児童クラブについて、現場の声を聞き、子供の人数に対して、使いやすい広いスペースを確保していただきたい。さらに、子ども・子育て会議については、支障のない範囲で会議内容の公表をお願いしたいなどの要望がございました。

引き続きまして、健康増進課の関係についてでございます。

委員から、周産期医療提供体制支援事業とは具体的にどのような事業かとの質問に対し、令和4年度までの周産期医療支援事業、産科医確保支援事業、周産期医師確保支援事業を廃止し、令和5年度からの周産期医療提供体制支援事業を設置する。産科医師等を確保するため、柳井医療圏内の中核病院である総合病院に対し、医療圏内の市町が財政支援を行い、周産期医療体制の維持を図るものであり、産科医師等2名の人件費の2分の1を1市4町で、人口割95%、均等割5%で補助するものであるとの答弁でした。

次に、自殺対策はどのような事業をしているのか。また、うつ病や依存症の対策として予算上考えていることはあるのかとの質問に対し、うつ病等精神疾患を持つ方の居場所、出かける場としてデイケアの開催や、地域の見守り役としてゲートキーパー養成講座も開催している。令和5年度は自殺対策計画の評価・見直しの時期でもあり、今後も心の健康づくりについて、地域の理解、周知を図っていきたいとの答弁でございました。

また、委員から、子育て支援アプリ母子モの登録推奨と、母子モを登録すると、妊婦、未就園 児を持つ保護者の方に便利な情報が届くよう内容を精査し、町として発信したらよいと思われる ものは、ぜひ発信をしていただきたいとの意見がございました。

続きまして、介護保険課の関係でございます。

CCRCの現状、課題や今後について、どのような認識を持っているのかとの質問に対し、コロナ禍により事業の検証や協議の場が持てず、把握できていない部分もある。令和4年度は3月中に会議を行うが、具体的な動きも見えておらず、空家利用も進んでいないと感じており、今後は見直しも含め検証し、展開を協議していきたいとの答弁でございました。

次に、議案第2号令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。 委員より、国民健康保険の被保険者数は減少しているが、1人あたりの医療費は増加している。 健診受診率の低さが1人あたりの医療費が高い要因となるのかとの質問に対し、1人あたりの医 療費の増加は、全体の年齢も上がり、入院をする方が増えていることが主な要因であるとの答弁 でございました。

議案第3号令和5年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算については、質疑はございませんでした。

続きまして、議案第4号に移ります。令和5年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について、委員から、介護認定審査会1合議体の委員5名全員が集まって審査会を行うのか。また、審査会はどれぐらいのペースで行われているのかとの質問に対し、審査会は1合議体の審査会委員5人全員が1か所に集まるものではなく、委員居住地近くの総合支所を利用し、リモートで開催している。また、審査会は週2回開催し、1回あたり30件程度の審査を行っているとの答弁でございました。

引き続きまして、議案第8号令和5年度周防大島町病院事業特別会計予算についてでございます。

まず、説明に先立ちまして、石原病院事業管理者のほうより、病院事業の再編計画実施に対して、新型コロナウイルス感染症が与えた影響、また、令和5年度は第1期再編計画の最終年にあたるため、基金残高の推移を考慮しながら第2期再編計画を検討すること、そして、令和5年度の町立各医療機関それぞれの診療体制の報告等、周防大島町病院事業局の現状について発言がございました。

それでは、その審査の過程におけます発言等のうち、主なものを申し上げます。

まず、委員より、薬の一包化を廃止した理由はとの質問に対し、薬の一包化は薬剤師の業務量が増大する要因となっており、あわせて新型コロナウイルス感染症患者の長期投薬で薬剤師の業務が増えている。薬剤師不足等、諸課題もある中で、新型コロナウイルス感染症が収束した際には、サービス向上のため、一包化に向け検討をしてまいりたいとの答弁がございました。

続きまして、委員より、賠償責任保険サイバー保険に加入とあるが、今までの加入状況、保険 内容はどのようなものか。サイバー攻撃等を受け、電子カルテが使用できなくなった場合、診療 はできないのかとの質問に対し、従来加入していた病院賠償責任保険に医療機関向けのサイバー 保険ができたため、導入することとした。電子カルテ等を利用している3医療機関は、サイバー 攻撃を受けた際の保険と情報漏えいをあわせたプランに加入予定である。また、2介護施設は、 独自にデータを保管するサーバーを持っていないため、情報漏えいのみに対応したプランの加入 を予定している。サイバー攻撃等を受け、電子カルテが使えなくなった場合、過去の診察内容を 見ることはできないが、紙カルテで対応することにより診療は可能であるとの答弁でした。

また、委員のほうから、令和5年3月13日からマスクの着用緩和策が示されているが、病院 事業局職員に対して、どの程度までの緩和を考えているのかとの質問に対し、国からの方針で、 令和5年3月13日以降も医療・介護現場でのマスク着用が推奨されている。令和5年5月8日 には感染症法上の分類が2類から5類に移行されるが、それ以降、国から示されることがあれば 緩和に向けて検討を考えていきたいとの答弁がございました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容につきまして、民生常 任委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長(荒川 政義君) 民生常任委員会委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

民生常任委員会委員長に対する質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、質疑を終結します。

民生常任委員会委員長、お疲れさまでした。

次に、建設環境常任委員会委員長から、委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。尾元建設環境常任委員会委員長。

〇建設環境常任委員会委員長(尾元 武君) それでは、よろしくお願いいたします。建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会は、令和5年3月10日、委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる 審査の結果、議案第1号の本委員会所管部分および議案第6号、議案第7号につきまして、お手 元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決すべきものと決定いたしま した。

それでは、審査の過程における発言等のうち、主なものを申し上げます。

まず、議案第1号令和5年度周防大島町一般会計予算についてでございます。

下水道課の関係について、委員より、浄化槽適正管理推進補助金について、ブロワ等を修理した補助金申請はどう判断して交付するのか。また、補助金の交付回数は1人何回までと決まっているのかとの質問に対し、領収書を根拠に判断をする。また、補助金の交付回数については、同一施設内の同一の修繕に対しては5年に1回としているとの答弁でした。

次に、商工観光課の関係です。

委員より、観光客満足度調査業務はどういったことをするのか。また、実施時期とその結果はいつ出てくるのかとの質問に対し、観光客のニーズや移動手段、傾向等を把握する目的で、1年間を通して年に4回、1地点で1回100サンプル以上、計400サンプル以上となる観光客への満足度調査を実施する予定である。具体的には、住まい、年齢層、日帰り・宿泊、訪問先、移

動手段、目的、費用などの内容を調査する。また、実施期間は、5月から翌年の3月までの土日 祝日の1日間を年4回とし、5月から7月までに1回目を、8月から9月までに2回目を、 10月から12月までに3回目を、1月から3月までに4回目を行うことを想定している。結果 は、データベースが年度内の3月中に、また、ペーパーベースは4月中にはできる予定であると の答弁でした。

次に、農林水産課の関係では、委員より、農地借地料の5年間補助は対象者をどのように把握するのかとの質問に対し、借地料の補助を受ける条件は農地中間管理機構が仲介に入ることが条件となっているため、農用地利用配分計画で対象地を把握するとの答弁でした。

次に、生活衛生課の関係についてであります。

委員より、地域ねこ活動について、活動等推進にかかる助成事業補助金の使われ方を教えてほ しいとの質問に対し、地域住民の方が主体となって野良ねこ等のトラブルを減らす、不幸なねこ を減らすことを目的に、地域にいる野良ねこの不妊・去勢手術を中心に、野良ねこを適正に管理 する活動をお願いしているとの答弁でした。

次に、施設整備課の関係についてであります。

委員より、ため池等管理経費の工事請負費はどのようなところが対象になるのかとの質問に対し、ため池が危険な状態となった場合、本来であれば所有者の方が対応しなければならないが、 所有者が分からない、あるいは放置されているため池が危険と判断された場合の緊急対応的な工事費として計上しているとの答弁でした。

次に、議案第6号令和5年度周防大島町水道事業特別会計予算についてであります。

委員より、昨年度まで計上していた柳井地域水道事業広域化検討業務負担金が皆減となっている理由は何かとの質問に対し、柳井地域水道事業広域化に関する検討業務は、令和3年度、令和4年度の2年間で完了しているとの答弁でした。

次に、議案第7号令和5年度周防大島町下水道事業特別会計予算についてであります。

委員より、管渠および処理場費における光熱水費の対前年比はどうなっているのかとの質問に対し、電気料については、管渠費および処理場費をあわせ、前年度より1,793万4,000円の増額となっているとの答弁でした。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案第1号の所管部分、議案第6号、また議案 第7号に対する審査の内容について、建設環境常任委員会の報告を終わります。

〇議長(荒川 政義君) 建設環境常任委員会委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に 入ります。

建設環境常任委員会委員長に対する質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、質疑を終結いたします。

建設環境常任委員会委員長、お疲れさまでした。

以上で、各常任委員会の報告並びに質疑が終わりましたので、これから、討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はございませんか。吉村議員。

○議員(10番 吉村 忍君) 議案第1号令和5年度周防大島町一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

これまで、私たちが一般質問や窓口等で提案、要望いたしました案件について、今回も数多く の予算計上をいただきました。この場をお借りいたしまして、お礼を申し上げます。

それでは、私の賛成理由を申し上げます。

まずは、B&G海洋センタープール温水化に関する予算計上であります。これによって夏季前後の機能向上が図られ、町民がより利用しやすい環境となり、子ども達の水難事故防止、町民の健康増進、そして地域住民の交流の場として大きく寄与する施設になると大きな期待が持てます。

次に、町外からの移住者を呼び込む施策も大切であると考えますが、現在、町内に定住している町民の方に今後も住み続けていただくための施策を講じることのほうがより大切であると考え、私が昨年6月に町民の方からいただいた声を基に提案をいたしました件を、早速、予算計上いただきました。若者世帯住宅取得応援事業であります。住宅の取得で10万円、子育て世帯にはさらに10万円の加算、中古住宅を取得しますとさらに5万円の加算と、最大25万円の支援を行うものであります。

この金額につきましては、様々な捉え方や御意見はあるのは存じておりますが、まずはこういった転出抑制対策に取り組むこと、これが大切であると思っております。住宅の取得後には、不動産取得税や固定資産税などの税金を納める必要があります。この支援金が、こういった支出の際に大きな助けになる。また、2分の1を町内のみで利用できる有効期限6か月の商品券にし、町内での消費喚起を促すという発想もすばらしいと考えます。

以前、藤本町長から、定住対策については、できることは何でもやるという御発言がありました。その言葉のとおり有言実行をされました。様々な意見に耳を傾け、町民の声に対し、検討しますと言った答弁をきちんと検討し、新たな施策として提案する。昨年も申し上げましたが、議会すなわち町民の声を聞き、予算に反映されており、大きく大きく評価されるべきであると考えます。

ほかにも、町民が環境美化活動を行うための機運醸成や、ごみや流木の処分費用の予算計上、 安心して出産ができる環境づくりのための周産期医療提供体制支援事業の予算、また、今年度に 引き続き、継続事業として予算計上いただきました犯罪や事故防止のために公共の場所に防犯カ メラを設置する防犯カメラ設置事業、さらに、高校生の切実な要望にお応えいただいたほのぼの 市場の公衆便所の開放に関わる予算計上、どれもこれも町民の皆様の様々な意見・要望を聞き、 検討し、実現していただくものであります。

最後にもう1点、商工観光課が陸奥野営場に設置いたしますイノシシ侵入防止グレーチング設置工事、これは滞りぎみでありましたイノシシ対策について、新たな一手が講じられる、私がいつも申し上げておりますイノシシとの交通事故対策につながるものと大きな期待が持てます。

これらの施策は、藤本町長が就任時に唱えられた勇気と真心で一緒に新しい生活の場所をつくり、前例にとらわれない創意工夫で、ほかの自治体にはない周防大島町だけの施策を提案し、町民の皆さんが描く希望や要望、意見を気楽に持ち寄り、全世代が主人公として共通意識を持てる工夫、仕掛けを考察し、提供されるものであります。これらは、大きく大きく評価されるべきものであり、コロナ禍の長いトンネルの出口が見えつつある次の1年を、全町民が力を合わせて乗り切るため、全会一致をもって可決されるべきであると考えます。

以上、私の賛成討論といたします。議員各位におかれましては御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(荒川 政義君) 次に、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(荒川 政義君) 賛成討論はございませんか。白鳥議員。
- ○議員(3番 白鳥 法子君) このたび、賛成の立場で討論をさせていただくことにいたしました。

実は直前まで、どちらの立場で討論をさせていただこうかと悩んでいたところでございます。 というのも、私は予算案やほかの議案の審査をするときに、結果を住民の方々に自分の口でちゃ んと納得したうえで説明できるかどうかということを心がけているからです。

今回、私が一番気になっていたところが、ローカル5Gの環境整備についてでした。本会議と委員会の中で、私は、なぜ旧油田小学校に入居する企業がもともとやろうと考えていたローカル5G環境の整備を町が行おうと考えたのかということを質問いたしました。回答といたしましては、ローカル5G環境は、まだ国内でも整備されているところが少なく、先んじて整備することで最先端の企業が誘致できると期待しており、企業の取組は町としてもメリットが多く、企業誘致や誘致された企業との連携について、町として積極的に関与していくためにも、ハード面の導入に関しても、町としてしっかり連携して進めていこうと考えた、そういった趣旨だったかと思います。整備後は、誘致できた企業の方々と共同でローカル5Gを活用して地域課題の解決を行っていく、そういった未来につながる基盤整備ですと、そういう御説明がございました。

私としましては、まずはデジタル技術の活用によって、どんな本町の将来を描いているのか、

そういったビジョン、また、そのために10Gネットワークの構築や町によるローカル5G基地 局の設置が必要であるということ、また、この企業と連携しようと考えた経緯など、そのあたり が、我々をはじめ町民に示されることが必須だと考えます。本来、予算審議の前にそれが示され るべきだと考えますが、国の関連補助事業の募集のタイミングや連携事業者との調整が必要であ ったことなどから、それが難しかったとして、今後そういったビジョンが早急に我々に示される ことを期待しております。

また、ローカル5Gの環境整備ができて、また、それを活用する企業が誘致できたとして、それを町がいかに活用できるかが最大のポイントとなります。そのためには、地域課題に関わる関連部署の職員のローカル5Gの活用についての理解力、地域課題解決につなげる企画力、協力を想定する企業と地域との調整力が問われます。

今後、部署横断的な組織ができると期待しておりますし、関係する職員のスキルアップ、公民 連携による課題解決への挑戦がなされることを期待します。そういった思いを込めて、賛成討論 をさせていただきました。

○議長(荒川 政義君) 反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第1号令和5年度周防大島町一般会計予算について、 各常任委員会の委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに賛成の議 員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(荒川 政義君) 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第2号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号令和5年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(荒川 政義君) 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されまし

た。

議案第3号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号令和5年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(荒川 政義君) 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第4号令和5年度周防大島町介護保険事業特別会計 予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに賛成の議 員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(荒川 政義君) 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第5号令和5年度周防大島町渡船事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(荒川 政義君) 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第6号令和5年度周防大島町水道事業特別会計予算

について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の 起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(荒川 政義君) 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第7号令和5年度周防大島町下水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(荒川 政義君) 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第8号令和5年度周防大島町病院事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(荒川 政義君) 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第18号

○議長(荒川 政義君) 日程第9、議案第18号周防大島町沖家室シーサイドキャンプ場設置条例の制定についてを議題とします。

3月3日の本会議において、建設環境常任委員会に付託いたしました付託案件について、建設環境常任委員会委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、審査の経過並びに結果の報告を求めます。尾元建設環境常任委員会委員長。

〇建設環境常任委員会委員長(尾元 武君) 建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会は令和5年3月10日、委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第 18号周防大島町沖家室シーサイドキャンプ場設置条例の制定について、お手元に配付いたして おります委員会審査報告書のとおり、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

それでは、その審査の過程における発言等のうち、主なものを申し上げます。

委員より、定休日前日の宿泊の対応はどうなるのか。また、施設のイノシシ対策の計画はあるのかとの質問に対し、定休日前日の宿泊者の対応については、デイキャンプのみの運用になると考えている。また、イノシシ対策については、敷地を囲むようにフェンスを設置することで対策するとの答弁でありました。

次に、委員より、管理方法や運用体制については、規定等で定めるのかとの質問に対しまして、 管理の仕方については、条例制定後に管理規則を定める。また、運用については、施設を管理する 課が今後決めていくとの答弁でありました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容について建設環境常任 委員会の報告を終わります。

以上でございます。

○議長(荒川 政義君) 建設環境常任委員会委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に 入ります。

建設環境常任委員会委員長に対する質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、質疑を終結します。

建設環境常任委員会委員長、お疲れさまでした。

これから討論、採決に入ります。

議案第18号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第18号周防大島町沖家室シーサイドキャンプ場設置条例の制定について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに 賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(荒川 政義君) 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第19号

日程第11. 議案第20号

日程第12. 議案第21号

日程第13. 議案第22号

日程第14. 議案第23号

日程第15. 議案第24号

日程第16. 議案第25号

日程第17. 議案第26号

〇議長(荒川 政義君) 日程第10、議案第19号周防大島町自然休養村管理センター設置条例 の廃止についてから日程第17、議案第26号周防大島町国民健康保険条例の一部改正について までの8議案を一括上程し、これを議題とします。

議案に対する質疑は、3月3日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第19号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第19号周防大島町自然休養村管理センター設置条例の廃止について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(荒川 政義君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 議案第20号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第20号周防大島町行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正につ いて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

「替成者起立〕

○議長(荒川 政義君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 議案第21号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第21号周防大島町空家等の適正管理に関する条例

の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(荒川 政義君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 議案第22号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第22号周防大島町スクールバス条例の一部を改正する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(荒川 政義君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 議案第23号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第23号周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(荒川 政義君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 議案第24号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第24号周防大島町放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員 の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(荒川 政義君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 議案第25号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第25号周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決することに 賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(荒川 政義君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 議案第26号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第26号周防大島町国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(荒川 政義君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第27号

日程第19. 議案第28号

〇議長(荒川 政義君) 日程第18、議案第27号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共 団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてと 日程第19、議案第28号山口県市町総合事務組合の財産処分についての2議案を一括上程し、 これを議題とします。

議案に対する質疑は、3月3日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第27号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第27号山口県市町総合事務組合を組織する地方公 共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、 原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(荒川 政義君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 議案第28号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第28号山口県市町総合事務組合の財産処分について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(荒川 政義君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 暫時休憩します。

午前10時25分休憩

.....

午前10時38分再開

○議長(荒川 政義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20. 議案第29号

日程第21. 議案第30号

日程第22. 議案第31号

日程第23. 議案第32号

日程第24. 議案第33号

〇議長(荒川 政義君) 日程第20、議案第29号油字集会施設の指定管理者の指定についてから日程第24、議案第33号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてまでの5議案を一括上程し、これを議題といたします。

議案に対する質疑は、3月3日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第29号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第29号油宇集会施設の指定管理者の指定について、 原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(荒川 政義君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 議案第30号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第30号小泊集会施設の指定管理者の指定について、 原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(荒川 政義君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 議案第31号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第31号むつみ荘の指定管理者の指定について、原 案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(荒川 政義君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 議案第32号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第32号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田 苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(荒川 政義君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 議案第33号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第33号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(荒川 政義君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25. 議案第34号

○議長(荒川 政義君) 日程第25、議案第34号令和4年度周防大島町一般会計補正予算(第11号)を上程し、これを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中元総務部長。

○総務部長(中元 辰也君) 議案第34号令和4年度周防大島町一般会計補正予算(第11号) につきまして補足説明をいたします。

追加補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に125万1,000円を追加し、予算の総額を178億7,832万7,000円とするとともに、第2条において、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費の限度額について、5ページの第2表のとおり、合計で6億5,739万6,000円と定めるも

のでございます。

まず、歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により御説明をさせていただきます。 11ページをお願いいたします。

歳入の15款県支出金3項県委託金5目商工費県委託金は、本町が県より指定管理者として指定されております片添ヶ浜海浜公園について、県から電気代等高騰に伴い今年度の指定管理料の不足額を追加交付する旨、通知がありましたことから、県委託金追加見込額125万1,000円の計上でございます。

次に、歳出でございます。

12ページをお願いいたします。

6款1項商工費3目観光費の公園等管理経費は、歳入の補正で御説明いたしましたとおり、電気代等高騰に伴う片添ヶ浜海浜公園指定管理料の県委託金の追加交付を受け、委託料、片添ヶ浜海浜公園管理業務に歳入と同額の125万1,000円を計上いたしております。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして、5ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表繰越明許費についてでございます。

県議会議員選挙経費をはじめ、年度内の完了が困難となりました事業につきまして関係機関と 協議のうえ、翌年度に繰り越すものでございます。

以上が、議案第34号令和4年度周防大島町一般会計補正予算(第11号)についての概要で ございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わります。

○議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第34号、質疑はございませんか。田中議員。

- ○議員(8番 田中 豊文君) 繰越明許費についてお尋ねをいたしますが、今日の新聞に、地家室園地整備事業アワサンゴの学習施設の開業が令和5年11月になりますよという記事が出ていたんですが、これもこの繰越明許費に含まれるのかどうか、含まれるのであれば、どの部分に幾ら含まれるのか、その辺を御説明ください。
- 〇議長(荒川 政義君) 瀬川産業建設環境部長。
- **○産業建設環境部長(瀬川 洋介君)** 田中議員の御質問ですが、田中議員御指摘のとおり地家室 の施設については、この繰越明許費の中に入っております。

具体的に申し上げますと、5ページになりますが、5ページの2款農林水産業費2項の林業費 海域保全管理事業、これが、今、御指摘の部分の繰り越しとなっております。

〇議長(荒川 政義君) 田中議員。

- ○議員(8番 田中 豊文君) 繰り越しの理由になるんですけれど、この報道によると、ここに書いてあるとおりなんでしょうけれど、以前というか、先般、先月でしたか、私がお聞きした内容は、業者の土木工事と建築工事がふくそうするから工事を中止した。だから、今、中止をするから、そのときはまだ繰り越しはもちろん決定していないんですけれど、そういった理由でして、ここ、背後地盤が軟弱で崩れやすいことが判明したからとか、そういった話は一切なかったんですけれど、その辺は本当にこういうことで、新聞報道のとおりということでよろしいのかどうか、よろしいのであれば、この崩れやすいことが判明したというのは、いつ頃どういう方法で判断されたのか、その辺を繰越理由の説明として御答弁ください。
- 〇議長(荒川 政義君) 瀬川産業建設環境部長。
- ○産業建設環境部長(瀬川 洋介君) 本件工事は、令和4年度に造成工事、それから建築工事まで実施をすることで始まりました。しかしながら、造成工事の途中といいますか、進行中に背後法面の伐採と抜根をしたところ、法面の強度が非常に弱い、軟弱であるということが分かりまして、当初予定をしていたブロックではなく、さらに大きめなブロックで施工する必要が出てまいりました。それが令和4年9月14日に分かったところであります。

それから、ブロックを変更するということは、建築基準法上の建築確認申請の変更が必要になりますので、その手続等に時間を取りました。令和4年11月7日から令和4年12月21日まで、建築基準法の確認申請を行っております。令和4年12月21日に変更の承認がされたところでございます。

それと同様に、今の法面の強度不足に関わることなんですが、当初の予定では法面の上部に電柱があったんですが、今言ったような状況から電柱の移転も必要ということになりまして、この電柱移転工事に必要な工事費、移転補償費、これを令和4年12月補正において計上させていただいて、御議決いただいたところです。

その電柱移転工事が、令和5年1月25日から令和5年2月22日までかかっております。

造成工事が延びることによって、当然といいますか、建築工事が後ろにずれることになりまして、当初の予定では造成工事を進めながら、ある程度造成が進んだところで、建築工事も入っていくという予定でしたが、大型ブロックの資材置き場であるといった部分で、建築工事に着手ができないということになりましたので、先ほど田中議員のおっしゃられた工事中止通知書というのを、建築請負業者のほうに通知しております。

環境省が造る部分、町が造る部分それぞれがありますので、環境省のほうからも環境省のほう の請負業者のほうに、そのような通知が行っているところでございます。

- 〇議長(荒川 政義君) 田中議員。
- ○議員(8番 田中 豊文君) 令和4年9月には、背後法面の軟弱性が分かったということなん

ですが、私がお聞きしたのは令和5年2月なんですね。先月、そのときは、確かに電柱の話はありました。でも、電柱の移転だけでそんなにかからないだろうと申し上げたら、土木業者と建築業者がふくそうするから、業者の話合いで協議、業者と町の協議で工事を一時中止したんだという御説明があって、その軟弱、背後法面のお話とか、この新聞に書いてあるようなお話は一切お聞きしておりません。

今日、今朝、この新聞を見て驚いたんですが、やっぱりその辺はきちっと町のほうで、どういう理由で工期を延長するのか、その辺は意思統一をしておいていただきたいなと、今後。これはもう、こういう結果になったんで致し方ないんですけれど。

それともう1点だけ、工事の中止命令、中止命令ということは、町から工事を一時止めてくださいということを業者に言うわけですから、当然業者の損害にもなります。その辺の費用負担とか、そういったことは発生しないのか、この繰り越しに含まれているものなのか、その辺を工事中止命令のその中止の期間とあわせて、もう1回御答弁ください。

それと、今の先ほどの情報の説明の仕方、理由について、きちっと今後そういうことがないように、相手によって言うことが違うというようなことがないようにしていただきたいということに対して、御答弁をお願いしたいと思います。

〇議長(荒川 政義君) 瀬川産業建設環境部長。

○産業建設環境部長(瀬川 洋介君) 田中議員のお問合せについてと報道等の際、それから統一的な御回答ができていなかったということについては、どのような体制であったのかは分かりませんが、今後はそのようなことがないよう、きちんと表明すべくは説明をしてまいりたいと思っております。

それから、工事の中止といいますのは、一部中止ということで工事をやめてしまうということ では当然ありません。期間を定めて、この間は中止にするということになります。

もう1つは中止の期間ですけれども、まだ、これがまさに今、議案として上程させていただいている繰り越しの承認になりますので、現在のところ中止期間は令和5年3月31日までになっております。ただし、この繰り越しを、御議決賜りましたら、改めて土木工事の造成工事の完了が令和5年4月末予定になっております。さらに1か月ほどの延期中止ということになろうかと思っております。(「費用発生はないんですね」と呼ぶ者あり)

費用発生については、諸経費的に確認をさせてください。通常の工期の延伸のときには、経費的にはかかってきません。その状況にもよりますけれども、町からの中止命令において、諸経費等で調整がされるかどうかというのは、確認をしまして、請負業者のほうと話合いをさせていただきたいと思っております。

〇議長(荒川 政義君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。

議案第34号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第34号令和4年度周防大島町一般会計補正予算 (第11号) について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(荒川 政義君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26. 議案第35号

○議長(荒川 政義君) 日程第26、議案第35号令和4年度周防大島町渡船事業特別会計補正 予算(第3号)を上程し、これを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中元総務部長。

○総務部長(中元 辰也君) 議案第35号令和4年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)につきまして補足説明をいたします。

追加補正予算書の13ページをお願いいたします。

第1条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費の限度額について、15ページの第1表のとおり1,624万2,000円と定めるものでございます。

情島浮桟橋連絡橋更新工事において、年度内の完了が困難となりましたことから、関係機関と協議のうえ、翌年度に繰り越すものでございます。

以上が、議案第35号令和4年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第3号)についての 概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わります。

〇議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第35号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。

議案第35号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第35号令和4年度周防大島町渡船事業特別会計補 正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(荒川 政義君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27. 議案第36号

○議長(荒川 政義君) 日程第27、議案第36号和解及び損害賠償の額を定めることについて を上程し、これを議題とします。

提案理由の説明を求めます。岡村副町長。

○副町長(岡村 春雄君) それでは、議案第36号和解及び損害賠償の額を定めることについて 御説明いたします。

令和4年9月8日に、町道樋ノ内線において発生した事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会へお諮りするものであります。

この事故は、大字西屋代地内、町道樋ノ内線をクレーン車が走行した際に、舗装版の下が空洞 化していたことにより道路が陥没し、当該車両が落下し車体を損傷させたものであります。

なお、損害賠償の額は300万円であり、全額を全国町村会総合賠償補償保険から支払うことで和解しようとするものであります。

今後は、再発防止のため、より一層の道路の適切な維持管理に努めてまいりますので、何とぞ 慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

- **〇議長(荒川 政義君)** 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
 - 議案第36号、質疑はございませんか。田中議員。
- ○議員(8番 田中 豊文君) どういうクレーン車、何トンで、この町道の幅員とか道路規格、 そういったものが、ちょっと御説明がなかったんで、最初それだけ御答弁ください。
- 〇議長(荒川 政義君) 瀬川産業建設環境部長。
- **○産業建設環境部長(瀬川 洋介君)** 被害に遭われた方の車両はホイールクレーンというものでして、重量としては1.2トンのクレーン車と。(発言する者あり)

その事故の場所の道路の幅員は2.4メートル、非常にちょっと狭い町道になっております。 (発言する者あり)

〇議長(荒川 政義君) 瀬川産業建設環境部長。

- **○産業建設環境部長(瀬川 洋介君)** 失礼しました。ただいまの答弁をちょっと訂正させていただきたいと思います。車両重量1.2トンと申し上げましたけれども、12トンの間違いでございます。すみません。失礼いたしました。
- 〇議長(荒川 政義君) 田中議員。
- ○議員(8番 田中 豊文君) 2.4メートルの幅員の町道で、12トンのクレーン車というのは、事故があったんですから通れるんでしょうけれど、町道の規格として、そういった重量、重車両というのは通れるようなものなのか、前にもミキサー車が事故をしたというのがありましたよね。それも大型車だったと思うんですが。

先ほど御説明で、今後適切な維持管理に努めるということがありましたけれど、そもそもそういったところを通れるものだったのかどうか、その辺は特に規制とかはなかったということでよろしいんですかね。

- 〇議長(荒川 政義君) 瀬川産業建設環境部長。
- **○産業建設環境部長(瀬川 洋介君)** 当該町道については、車両の通行規制はしておりません。 ですから、何トン以上が通ったら駄目とか、幅員何メートル以上という表示もされておりません し、規制はしていない町道になっております。
- 〇議長(荒川 政義君) 田中議員。
- ○議員(8番 田中 豊文君) 道路もどんどん老朽化して、そういった、中が空洞になっているというようなところも増えてくるんでしょうから、その辺の、私が聞いたのは、その辺の今後、通行規制とかそういったものが必要なんじゃないんですかというふうな質問なんですが、そういうおつもりがあるのかどうか、さっき御答弁で今後は適切な維持管理に努めるとおっしゃいましたけれど、それはじゃあ規制をしないでどういうふうな方法でやっていくのか、しないんであればですね。していく方向ならそういう御答弁をお願いしますし、それを規制をしないんであればどういった方法で具体的にこういった事故を防いでいくのか、その辺を御答弁ください。
- 〇議長(荒川 政義君) ちょっと暫時休憩します。

十削11時00分体思

左光11叶0c八<u></u>4新

午前11時07分再開

- 〇議長(荒川 政義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。瀬川産業建設環境部長。
- **○産業建設環境部長(瀬川 洋介君)** 道路等を含めたインフラストラクチャーの老朽化というのは、本町のみならず全国的に非常に問題になっているところであります。国のほうもその対策については、以前は考えられなかった維持管理についての補助事業等も設けて、対処に乗り出しているところでございます。

本町も当然ながらそういったものを利用して、橋りょうであるとかトンネルであるとか重大事故につながるようなものは、定期的な点検それから補修等を実施しております。それから、町道においても、大規模な大きめな町道については、維持管理がなされていると思っておりますが、なかなかこういった小さな町道、幅員の狭い町道については管理が行き届いていない、まして、道路の下が空洞化しているようなものは、目視ではちょっと確認できないものですから、こういったことになってしまっていると認識しております。ですから、今後、幅員の小さな町道についても、どういったやり方で管理をしていくかというのは、検討していかなければならないと思っておりますし、町内全域の町道について、ここは何トン以下でないと駄目という規制は、一概になかなか難しいのが現実であります。

しかしながら、こういった事故が起きている以上、その辺の検討も重ねていきたいというふう に思っております。

○議長(荒川 政義君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論、採決に入ります。

議案第36号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第36号和解及び損害賠償の額を定めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

- ○議長(荒川 政義君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
- **〇議長(荒川 政義君)** 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全部議了いたしました。

これにて、令和5年第1回定例会を閉会いたします。

〇事務局長(大川 博君) 御起立願います。一同、礼。

午前11時10分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 白鳥 法子

署名議員 竹田 茂伸